

事業名		アジア・太平洋地域文化財建造物保存修復事業	
主管課及び関係課		文化庁文化財部建造物課（課長：苅谷勇雅）	
上位施策目標		<p>施策目標 8 - 2 文化財の次世代への継承・発展</p> <p>達成目標 8 - 2 - (追加) 各相手国の状況に応じた、技術協力等の展開を図る</p>	
事業の概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 文化財建造物の保存修復等の交流を通じ、アジア・太平洋地域における歴史的建造物の保存に対し技術的な協力を行う。</li> <li>・概要 相手国の文化財保存部局等の要請に基づき、我が国の文化財保存技術の専門家として文化財調査官等を派遣して相手国の歴史的建造物の共同調査や保存・修復について技術協力等を行うとともに、相手国の文化財行政関係者・技術者等を我が国に招聘して研修を行う。</li> <li>・相手国（平成15年度）ベトナム、インドネシア、韓国</li> </ul>	
予算額及び事業開始年度		<p>平成16年度概算要求額：7百万円（平成15年度予算額：7百万円）</p> <p>総額：88百万円</p> <p>事業開始年度：平成2年度</p>	
必要性		<p>当該地域の相手国の要請に基づく事業実施は国際貢献の観点からも重要であり、また相互の人的交流による知見の普及・浸透等により、相手国のみならず今後の我が国の文化財保存技術の向上にとっても極めて有効である。</p>	
効率性		<p>相手国における文化財保存技術等の向上等の事業実施により得られる普及効果等に対する評価と期待から効率的な実施が図られている。また、事業実施に当たり、我が国の建築史の専門家、文化財保存修復家、在外文化財に造詣の深い研究者及び学識経験者等を委嘱する「アジア・太平洋地域文化財建造物保存修復協力委員会」を毎年度2回程度開催し、実績及び事業計画等に対する専門的見地からの意見を聴取し効率的事業展開を図る。</p>	
有効性	得ようとする効果の把握の仕方（検証の手順）	<p>保存修復事業の進捗、相手国における図面作成等をはじめとする技術能力等の向上度合は、次年度の派遣等において確認し、その状況を「アジア・太平洋地域文化財建造物保存修復協力委員会」に報告して検証の上、委員会意見を参考に相手国と今後の事業計画を調整する。</p> <p>事業完了時には、相手国ごとに事業報告書（和文・英文）を作成し、成果を公表する。</p>	
	得ようとする達成効果の達成見込みの判断の根拠（判断基準）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定量的には、派遣人数及び招聘人数</li> <li>・定性的には、実施状況及び相手国からの要請内容に対する「アジア・太平洋地域文化財建造物保存修復協力委員会」における各分野専門家等による意見</li> <li>・また、事業開始後に相手国において新たなワークショップ・セミナー等開催が行われる例もあり、相手国における取組み促進は事業効果の一つの表れ。</li> </ul>	
得ようとする効果及び達成年度		<ul style="list-style-type: none"> <li>・相手国との歴史的建造物などの文化財保護に関する協力体制の確立</li> <li>・双方の文化財保存技術の向上</li> <li>・継続して各国2名の派遣及び招聘人数の確保</li> <li>・相手国における保存技術について、文化財建造物の保存計画策定からなる自立的の保存の実施</li> </ul>	<p>達成年度</p> <p>平成20年度</p>
事業継続の適否、改善点等の今後の政策への反映方針		<p>・修理技術者の人材育成を長期的視点で行う必要性から、相手国より一定期間継続の要請があり事業継続する必要がある。前述委員会における事業評価も、人材育成については着実に成果を上げており今後も引き続き継続していく必要があると指摘されている。</p>	

- ・今後の事業展開としては、前述委員会より相手国の要請のみならず我が国から積極的な働きかけの重要性の指摘もあり、今後の事業拡大につき国際交流基金等との協力体制を強化した上で拡充等を図っていく方針である。
- ・また、相手国におけるワークショップ・セミナー開催等に対する専門家等の派遣要請や情報提供等についてもフォローアップを充実し、より交流及び国際貢献を推進していく。

# アジア・太平洋地域文化財建造物保存修復事業

目標：相手国との歴史的建造物などの文化財保護に関する協力体制の確立  
双方の文化財保護技術の向上  
相手国における保存技術について、文化財建造物の保存計画策定からなる自立的な保存の実施

